**募集要項**

**2025年度 中国科学技術部日中連携事業に関する応募について**

**１．科学技術部日中連携事業の目的と概要**

**（１）目的と概要**

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）は、中華人民共和国科学技術部（以下、「科技部」という。）が実施する日中連携事業に2019年度より協力しています。

日中連携事業は、持続可能な開発目標（SDGs）達成に貢献すべく、SDGsとの関連が深い環境、医療、防災・減災、農業などをその対象分野としています。

募集要項が規定する分野において関連する製品・技術を有する日系企業（※日本の法律に基づき設立された日本登記法人の企業。詳細は、後述（3）①を参照のこと）が既に日本で実績があり、確立されている製品（技術）をもって、中国側パートナー（研究機関や大学など）と共同研究や中国国内での実証事業などを実施することにより、日系企業の中国における販路・業績拡大を通して、両国での課題解決にとどまらず、世界や人類の課題解決へ貢献することを目的とします。

**（２）枠組み**

分 野　：　環境、省エネ、カーボンニュートラル、医療(高齢化対策を含む)、防災・減災、農業

案件数　：　最大20案件

予 算　：　中方　最大300万元（約6千万円）/案件　＊科技部助成金

＊日方の経費等も、日中双方の協議に基づき、中方の予算から支出されます。  
JICAからの資金提供はありません。

期　 間　：　最長3年

**（３）応募対象企業・案件**

1. 日本の法律に基づき設立された日本登記法人の企業で、会社設立後、正式応募資料提出期限までに2年以上経過している企業であること。ただし、次のいずれかに該当する日系企業は応募対象外となります。
2. 会社法上の外国会社、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、又は外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業。
3. 法人税、消費税及び/又は地方消費税が未納である企業。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行いながら更生計画又は再生計画がいまだ発効していない企業。
5. JICAから「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている企業。＊詳細は「６．その他（２）」をご確認ください。
6. 反社会的勢力に関与している企業。　＊詳細は「６．その他（３）」をご確認ください。またこれらに関する誓約書（様式あり）の提出が必要となります。
7. 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）（第25条及び第48条関連）について、以下に関し「外為法についての確認報告書」をご提出ください(様式あり)。「外為法」において、本事業にて使用される技術・製品などが問題ないことを以下の通り確認したことをご報告ください。
8. 確認事項

（１）「外為法チェックリスト」（様式あり）の内容が正しいこと

（２）上記（１）を含め、外為法に違反していないこと

1. 確認方法

以下の（１）、（２）の方法等によりご確認ください。

（１）社内の専門部門で検討  
（２）社外の専門家（弁護士やコンサルタント等）に確認  
　なお、上記（1）、（2）の確認方法には含まれません（外為法に該当するか否かの該非判定は行っておりません）が、外為法に基づく安全保障貿易管理等（同法第25条及び第48条関連）に関し、一般的な事項については、以下の窓口にて、相談が可能です。

日本貿易振興機構（ジェトロ）貿易投資相談課　<http://www.jetro.go.jp/services/advice/>

また、将来法令等の変更、或いは使用される技術・製品等の変更により外為法等に抵触する場合には、採択を取り下げることがございますのでよろしくご理解をお願いします。

1. 中国側パートナー（科技部への申請責任者が所属する機関など）との本案件に関する協力について締結した覚書（写）（機密保持や権利などの整理を含む、様式を問わない）をご提出ください。

**２．選考の流れ**

**（１）全体スケジュール**

**日中連携事業　説明会**後述２．（２）参照

本事業にご関心のある日系企業を対象に、JICA中国事務所担当者よりWeb会議にて実施

**応募前に必ず参加をお願いします（必須）**

**↓**

**応募予定企業　個別面談**後述２．（３）参照

本事業に応募を検討している日本側応募責任者（予定）の方を対象に、JICA中国事務所担当者より個別にWeb会議若しくは電話にて実施

**応募前に必ず参加をお願いします（必須）**

**↓**

**予備応募資料の提出**後述２．（４）①参照

**＊提出期限：　12月26日（木）日本時間17時（中国時間16時）**

**↓**

**予備応募の合否及び正式応募についてメールにて通知**後述２．（４）①参照

**↓**

**正式応募資料の提出**後述２．（４）②参照

提出期限については正式応募に関する通知に記載

＊予備応募合格通知の3～4週間後に提出期限設定の予定

**↓**

**正式応募資料の評価**後述２．（６）参照

JICA中国事務所及び外部有識者等による評価

**↓**

**採択**後述２．（７）参照

JICA中国事務所と科技部の評価結果をもとに双方で採択案件を検討

**↓**

**JICA中国事務所からメールにて合否について通知**後述２．（８）参照

＊科技部から中国側パートナーへの合格通知と同時期

**（２）日中連携事業　説明会について**

本事業に関心がある日系企業の方に、本事業の概要や留意事項などを説明する「日中連携事業　説明会」（以下、「説明会」）を行います。時間は30分程度です。

**応募前に必ずご参加（必須）をお願いします**。

開催予定日時は、以下の通りです。

【説明会　開催予定日時】

第一回　11月18日（月）　日本時間11:00～／中国時間10:00～

第二回　11月19日（火）　日本時間15:00～／中国時間14:00～

第三回　11月20日（水）　日本時間11:00～／中国時間10:00～

第四回　11月22日（金）　日本時間13:00～／中国時間12:00～

第五回　11月26日（火）　日本時間11:00～／中国時間10:00～

第六回　11月29日（金）　日本時間11:00～／中国時間10:00～

第七回　12月　4日（水）　日本時間13:00～／中国時間12:00～

第八回　12月　6日（金）　日本時間11:00～／中国時間10:00～

＊「日中連携事業　説明会」の参加は、事前Web登録が必要です。  
右のリンクより登録してください。[**https://forms.office.com/r/WUNqvLJ70g**](https://forms.office.com/r/WUNqvLJ70g)

＊JICA中国事務所は、「説明会」Web登録受領後3営業日以内（中国カレンダーを基に）に説明会案内（Teams接続先など）を送信者へお送りいたします。3営業日を過ぎてもJICA中国事務所から返信メールが届かない場合は、お手数をお掛けいたしますが、「４．」に記載のJICA中国事務所民間連携担当までご連絡下さい。

**（３）応募予定企業　個別面談について**

本事業への応募を検討している日系企業の方に、「個別面談」を行います。時間は15分程度です。（２）説明会に参加していただいたうえで、個別に日程調整をいたします。スムーズな申請手続きを行うために、**応募前に必ずご参加（必須）をお願いします**。

＊「個別面談」登録方法は、説明会案内と合わせてお知らせします。

＊JICA中国事務所は、「個別面談」Web登録受領後3営業日以内（中国カレンダーを基に）に返信メールを応募責任者（予定）へお送りいたします。3営業日を過ぎてもJICA中国事務所から返信メールが届かない場合は、お手数をお掛けいたしますが、「４．」に記載のJICA中国事務所民間連携担当までご連絡下さい。

＊JICA中国事務所担当者より応募責任者（予定）の方に個別にWeb会議（Teams）もしくは電話にて行います。

**（４）応募書類提出　＊提出資料はすべてPDF化してください**

1. **予備応募**
2. 予備応募申請書（様式あり）
3. 登記簿謄本（写）（発行日から3か月以内のもの）
4. 誓約書（様式あり）
5. 外為法についての確認報告書（様式あり）  
   ＊Excel版の複数のワークシートをPDFにする場合は、保存のオプション機能でBook全体を選択してください
6. 中国側パートナーとの覚書（写）（様式を問わない）

上記（ア）から（オ）の書類を、**2024年12月26日（木）日本時間17時（中国時間16時）**までに「４．」に記載のメールアドレスにお送りください。

また、メールタイトルに「2025年度科技部日中連携事業　○○（会社名を記載）」と記載して頂くようお願い致します。

* JICA中国事務所は、予備応募書類提出のメール受信後3営業日以内（中国カレンダーを基に）に返信メールを申請責任者へお送りいたします。3営業日を過ぎてもJICA中国事務所から返信メールが届かない場合は、お手数をお掛けいたしますが、「４．」に記載のJICA中国事務所民間連携担当までご連絡下さい。
* 予備応募の合否については申請責任者へメールにて通知致します。

1. **正式応募**

予備応募を合格した応募企業は、正式応募を行ってください。なお、正式応募書類の種類・様式は、一部追加・修正される可能性があります（予備応募の合否通知の時にお知らせします）。

1. 正式応募申請書（様式あり）
2. 直近2期分の財務諸表（応募企業所定様式。会社印を押印したもの）  
   \*上場企業は決算短信に担当者がサインしたもので可。
3. 納税証明書（写）（発行日から3か月以内のもの）  
   ＊お持ちでない場合はその3の3「法人税・消費税及び地方消費税について未納の税がないものの証明」で可。
4. 投入予算案一式（様式あり）  
   ＊Excel版の複数のワークシートをPDFにする場合は、保存のオプション機能でBook全体を選択してください。
5. 業務従事者名簿（様式あり）
6. 工程・要員計画表（様式あり）
7. 責任者経歴書（様式あり）
8. 環境社会配慮チェック（様式あり）

上記（カ）から（ス）の書類を、提出期限までに「４．」に記載のメールアドレスにお送りください。提出期限は、予備応募の合格通知の際に通知致しますが、通知の3～4週間後を想定しています。また、メールのタイトルに「2025年度科技部日中連携事業　○○（会社名を記載）」と記載して頂くようお願い致します。

応募書類に不備があった場合でも、提出期限後の応募書類差し替えはできません。

* 応募資料をお送りいただく際、**圧縮ファイルは自動受信拒否されます**ので、使用しないようお願いします。
* 第三者機関に業務委託し、応募企業の企業信用調査を行うこととしています。必要に応じて企業信用調査受託企業から問い合わせやヒアリング調査がありますので、ご対応頂くよう宜しくお願いします。ご対応頂けない場合は、評価が行えなくなりますので失格となります。
* 応募内容に関し、外為法に知見を有する有識者に意見書の取り付けを行うこととしています。

**（５）提出された応募書類の扱い**

必要な記入事項や押印などがない資料や提出書類の不足などがあった場合、応募が無効になります。

応募書類に含まれている個人情報などは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。なお、応募書類は本件の評価目的のみに使用します。

**（６）評価**

応募書類を基に、あらかじめ定めた評価基準表に基づいて評価が行われます(公平性を確保し外為法の内容を確認するために評価の一部を外部有識者に委託します。同有識者とJICA中国事務所間で機密事項などに関する契約などを締結します）。その後、評価結果を日本政府が確認します。

**（７）採択**

JICA中国事務所と科技部の評価結果を基に、双方で採択案件を検討します。

**（８）合否（採択・不採択）の通知**

合否（採択・不採択）は、正式応募書類を提出した全応募企業（申請責任者）に対し、メールにて通知する予定です。

**３．対象外、採択の取消**

反社会的勢力と判明した場合、また外為法等法令に抵触していた場合は、判明した時点で評価の対象外とし、採択後の場合は科技部に対し該当する案件の取消要求をすることになります。

**４．お問い合わせ**

応募に関する質問がある場合は、下記メールアドレスまでご連絡下さい。

ただし、応募資料内容に関する質問などは、予備応募提出期限以降は対応しかねます。

担当：JICA中国事務所民間連携担当

メールアドレス：JICAchina\_minren@jica.go.jp

電話：＋86-10-6590-9250（33）

**５．留意点**

**（１）JICA中国事務所の役割**

科技部日中連携事業が円滑に進むよう日中双方の関係者間の調整を行います。調整役を当機構が担いますが、万が一本事業で応募企業の方が不利益を被ったとしても、当機構は一切の責任は負えないことをご承知おき下さい。

**（２）応募企業のリスク対策**

応募企業の貨物・技術の軍事転用のリスク、企業秘密の流出リスク、特許などの知的財産侵害リスク、科技部日中連携事業で得た情報などの権利の取り扱いなどについては、中国側パートナーとあらかじめ協議しておく必要があります。科技部日中連携事業に採択された場合、必要に応じて中国側パートナー及び関係者と機密保持契約や権利などに関する契約を締結し、関係者全員が利益を得られるよう調整を行ってください。

これらのリスクに関しては、経済産業省、中小企業庁、特許庁、JETROなどの専門部門に相談することをお勧めいたします。

**（３）環境社会配慮**

応募企業が有する技術を普及させた場合において、周辺地域の環境影響などの二次的問題が出ないよう注意する必要があります。日本や他国での実績があったとしても、中国の環境はこれまで実績を積まれてきたところと異なる可能性があり、環境社会配慮を十分に検討する必要があります。（チェック表あり）

**（４）中国で違法となる恐れのある活動などに注意**

日本と中国では、異なる習慣や法律が多くあります。応募する企業は、中国側パートナーと入念に話し合い、違法行為を行わないよう注意してください。例えば、次のような行為を外国人が行った際は違法とされるケースがあります。特定地域での写真・ビデオ撮影及びスケッチ、又は特定地域への立ち入り、測量・地質調査及びGPSによる調査、地図や空間情報の持ち出し、通信機器の無許可使用など。

**６．その他**

**（１）**JICA中国事務所は、応募後の不採択に関する異議申し立てやお問い合わせを受け付けておりません。また、採択後も必要に応じた側面支援を行いますが、中国側パートナーとの関係、法令順守、案件の実施結果その他一切の責任を負うことができませんので、ご理解頂きますようお願い致します。

**（２）**JICAから「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている企業からの応募については、具体的に以下の通り取り扱います。なお、協力企業が契約競争参加資格停止措置を受けている場合も同様の対応とします。

1. 正式応募資料の提出時に措置期間中の場合は、応募を無効とします。
2. 正式応募資料提出後、採択通知される前に資格停止期間が始まる案件の応募は無効とします。

**（３）**応募条件には、以下のいずれにも該当しないこと及び日中連携事業終了までの将来においても該当することはないことも含まれます。これは、日中連携事業からの反社会的勢力の排除を目的とします。

1. 応募企業及び協力企業の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」）である。
2. 応募企業及び協力企業の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる。
3. 反社会的勢力が応募企業及び協力企業の経営に実質的に関与している。
4. 応募企業及び協力企業又はこれら企業の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以て、反社会的勢力を利用するなどしている。
5. 応募企業及び協力企業の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
6. 応募企業及び協力企業の役員等が反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
7. 応募企業及び協力企業の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
8. その他応募企業及び協力企業が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行った。

以上